くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

○国土交通省告示第四十五号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第四百四十六号の一部を次のように改正する。

令和八年一月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一・二　（略）	一・二　（略）
三　保険等の業務を行う事務所の所在地	三　保険等の業務を行う事務所の所在地
イ、ロ　（略）	イ、ロ　（略）
ハ　宮城県仙台市青葉区本町二丁目十番三十三号	ハ　宮城県仙台市青葉区上杉一丁目一番三十六号
ニ～ト　（略）	ニ～ト　（略）
四　（略）	四　（略）

附　則

この告示は、令和八年一月十九日から施行する。

○環境省告示第四号

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の二十三第二項において準用する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月十九日

環境大臣　石原　宏高

一　土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地及び土地等

所在地	土地等
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂七十一番三	畑
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂八十五番	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百九番一	畑
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百九番二	田
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百九番四	田
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百十番	宅地
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百二十四番	田
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百四十一番	原野
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百五十一番	田
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百五十二番	田
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百五十五番	原野
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂五百二十一番	畑
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂五百二十三番	雑種地
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂六百五番	雑種地
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂六百七番	宅地
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂六百八番	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂六百二十五番	原野
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂六百二十七番	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂六百七十三番	原野
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂七百十番	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字市の沢五十六番	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字市の沢百一番	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字市の沢百十番	田
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字深谷三百五十五番四	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字深谷三百五十五番九	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字深谷三百五十五番十	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字深谷三百五十五番十一	公衆用道路
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字深谷三百五十五番十二	公衆用道路